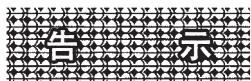


化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第2項又は第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の規定に基づく次に掲げる事項については、地域振興局長に権限を委任する事項とする。

- (1) 第15条第1項の規定による企業立地計画の変更の承認
- (2) 第15条第2項の規定による企業立地計画の承認の取消し
- (3) 第15条第3項において準用する第14条第4項の規定による関係市町村長への通知
- (4) 第17条第1項の規定による事業高度化計画の変更の承認
- (5) 第17条第2項の規定による事業高度化計画の承認の取消し
- (6) 第17条第3項において準用する第16条第4項の規定による関係市町村長への通知

人 事 課



### 長野県告示第408号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 起業者の名称  
池田町
- 2 事業の種類  
池田町地域交流センター建設事業及びこれに伴う農業用水路付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野県北安曇郡池田町大字池田一丁目及び豊町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）
 

池田町地域交流センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館に関する事業に該当する。また、本件事業に伴う農業用水路付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。よって、本件事業及び関連事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）
 

起業者である池田町は、本件事業及び関連事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業及び関連事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業及び関連事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業及び関連事業の施行により得られる利益

現在の池田町公民館は、昭和43年に建築された建物であることから、老朽化が進み、補修等により維持管理費の増加がみられるとともに、昭和56年以降の新耐震基準を満たしていないことから、大地震による倒壊の危険性がある。また、エレベーターや多目的トイレがなく、障がい者や高齢者等の利用に支障を来しているとともに、駐車場台数が足りず、利用者に不便が生じている。

現在の池田町図書館は、昭和57年に建築されてから35年が経過し、老朽化が進み、補修等により維持管理費の増加がみられるとともに、蔵書数の増加によりスペースが不足し、蔵書が書架に収まりきらないため、一部の蔵書を近くの公共施設に保管するなどして急場をしのいでいる。また、図書館専用の駐車場がないことから、駐車場を兼用している池田町役場又は池田町公民館で大きな催しがある際は駐車場が満車となり、図書館利用者は駐車できず不便が生じている。

本件事業は、上記の課題を解消するため、新たに適正な規模の用地を確保して、池田町公民館及び池田町図書館を新たに1つの建物として整備するものである。

本件事業の施行により、池田町公民館及び池田町図書館がそれぞれ抱えていた老朽化、利便性の悪さ等の課題が解消され、障がい者や高齢者などにも配慮した誰もが安全で快適に利用できる施設となる。また、池田町公民館及び池田町図書館を1つの建物に集約することにより、世代間交流の場や生涯学習の場としてより一層利用しやすくなるほか、公民館で活動した人が図書館に立ち寄ったり、図書館利用者が公民館活動に触れたりするなどの相乗効果が生まれることが期待される。

なお、関連事業については、本件事業の施行により遮断される農業用水路の機能を維持するものであり、本件事業を施行するために欠くことのできないものである。

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業及び関連事業の施行により失われる利益

本件事業及び関連事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講すべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、周辺住宅への圧迫感や日影に配慮して、建物の高さがあるホールを本件起業地の中央に配置するほか、周囲に植栽を配置している。

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、利用者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された3つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる利益と本件事業及び関連事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、

本件事業及び関連事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業及び関連事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現在の池田町公民館及び池田町図書館は、老朽化、利便性の悪さ等様々な課題を抱えている。また、本件事業は、池田町第5次総合計画後期基本計画等に掲げられており、早急かつ計画的な整備が必要とされている。

以上のことから、本件事業及び関連事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業及び関連事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模

であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業及び関連事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業及び関連事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

池田町公民館

地域振興課

### 長野県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
最上整形外科クリニック	大町市常盤5897-48	平成29年6月1日
後藤医院	飯田市伝馬町2-32	平成29年3月30日
発地こころのケアクリニック	北佐久郡軽井沢町大字発地1274-96	平成29年6月1日
佐久中央ほしまん薬局	佐久市猿久保790-1	平成29年6月1日
医療法人社団かえで会あべ歯科医院	佐久市岩村田636-6	平成29年5月1日
医療法人社団正誠会 新海歯科医院	佐久市野沢314-1	平成29年5月1日
松本歯科クリニック	松本市宮田6番7号	平成29年4月1日
スマイル歯科クリニック	安曇野市豊科5024-2	平成29年4月1日
竹内歯科医院	上水内郡信濃町柏原2660	平成29年6月1日
きらり歯科医院	北安曇郡松川村5689-349	平成29年6月1日
きたむらファミリークリニック	上伊那郡小布施町大字福原216-10	平成29年7月1日
平田とをしや薬局	松本市平田東2-17-13	平成29年7月1日
鈴木歯科医院	上伊那郡辰野町伊那富神田2610-9	平成29年6月1日
たきざわ脳神経外科クリニック	松本市村井町南2丁目1番10号	平成29年5月1日
塩尻駅前なの花歯科クリニック	塩尻市大門桔梗町1-12ステーション102コボ1-B	平成29年4月1日
ウェルシア薬局 小諸御幸町店	小諸市御幸町1-2-26	平成29年7月1日

馬場歯科医院	伊那市高遠町西高遠832	平成29年4月1日
いちい薬局	東筑摩郡山形村2916-3	平成29年7月1日
まつの木薬局	上高井郡小布施町大字福原215-1	平成29年7月1日

地域福祉課

**長野県告示第410号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年月日
		新	旧	
コウズケヤ薬局 東御	東御市本海野1681	コウズケヤ薬局 東御	コウズケヤ薬局 東部	平成29年6月1日
長野県立信州医療センター	須坂市大字須坂1332	長野県立信州医療センター	長野県立須坂病院	平成29年7月1日

地域福祉課

**長野県告示第411号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
中澤医院	松本市北深志1-3-11	平成29年6月1日

地域福祉課

**長野県告示第412号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
松本歯科クリニック	松本市宮田6番7号	平成29年3月31日
たきざわ脳神経外科クリニック	松本市村井町南2丁目1番10号	平成27年4月30日
後藤医院	飯田市伝馬町2-32	平成29年3月29日
新海歯科医院	佐久市野沢314-1	平成29年4月30日
いちい薬局山形店	東筑摩郡山形村3916-3	平成29年6月30日
スマイル歯科クリニック	安曇野市豊科5024-2	平成29年3月13日
吉川医院	下伊那郡豊丘村神稲549-4	平成29年6月30日
飯島診療所	上伊那郡飯島町飯島746-1	平成29年6月2日
塩尻駅前なの花歯科クリニック	塩尻市大門桔梗町1-12ステーション102コート1-B	平成29年3月31日
馬場歯科医院	伊那市高遠町西高遠832	平成29年3月31日

地域福祉課

## 長野県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
湯川 隼人	飯山市南町24-4菊池ビル2F	平成29年6月1日
臼田 美和子	佐久市望月22-2	平成29年6月1日

地域福祉課

## 長野県告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林の所在場所

下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る）

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松川町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

### 長野県告示第415号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

2 作業期間

平成29年8月7日から平成29年12月20日まで

3 作業地域

大町市

**建設政策課**

### 長野県告示第416号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

復旧測量（基準点）

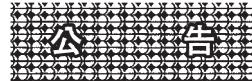
2 作業期間

平成29年4月24日から平成29年7月31日まで

3 作業地域

上田市

**建設政策課**



### 公告

県営古池原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営古池原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年8月15日から9月11日まで

3 縦覧の場所

松本市役所、東筑摩郡山形村役場、東筑摩郡朝日村役場

**農地整備課**

### 公告

県営千人塚地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営千人塚地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年8月15日から9月11日まで

3 縦覧の場所

上伊那郡飯島町役場

**農地整備課**